

令和7年度

保育園入園申込ガイド



大町市 子育て支援課 児童係



目 次

1 保 育 園 に つ い て.....	3
2 保 育 園 に 入 園 で き る 要 件.....	3
3 支 給 認 定 手 続 き に つ い て.....	4
(1) 認定の種類について.....	4
(2) 保育時間について	5
(3) 保育時間の選び方について	5
(4) 時間外保育の利用について	5
4 入 園 申 込 み 手 続 き に つ い て.....	6
(1) 施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書	6
(2) 各種証明書類 （保育を必要とする要件がわかるもの）	6
(3) 該当する場合に必要な提出書類.....	7
(4) 利用調整について	10
5 保 育 料 等 に つ い て.....	11
(1) 保育料の算定方法について	11
(2) 食材料費（副食費）について.....	11
(3) 保育料等の減免制度について.....	12
(4) 保育料等の納付方法について.....	12
(5) 保育料の納期限を過ぎた場合について.....	15
(6) 幼児教育・保育の無償化について	15
6 認定内容の変更について	16
(1) 保育園を退園するとき	16
(2) 保育園を変更したいとき	16
(3) 年度の途中から入園をしたいとき	16
(4) 認定区分や保育時間を変更したいとき.....	16
(5) 勤め先の変更があったとき	16
7 保育サービスについて.....	17
(1) 時間外保育について.....	17
(2) 希望保育について	18
(3) 休日保育について	18
(4) 一時保育について	19
(5) 園開放について	20
(6) 病児・病後児保育について	20
8 入 園 式 ま で の 日 程	22
9 給食について.....	23
10 保育園利用手続き Q&A	25

1 保育園について

- ◆保育園は、保護者が就労や病気等の理由により、家庭でお子さまを保育できない場合に、保護者にかわり保育する児童福祉施設です。
- ◆保育園は、保育者や友達との関わりの中で情緒を深め、人間関係や社会のルールを遊びや活動の中で体験することができます。
- ◆「集団生活に慣れさせたい」「友だちと遊ばせたい」等の理由のみでは、利用できません。

2 保育園に入園できる要件

- ◆対象児童は大町市に住民票があり、小学校就学前である必要があります。
- ◆**保護者**が次の“要件”のいずれかに該当している必要があります。
(証明書等の手続き関係は6ページへ)

入園の要件	内 容
① 就 労	1 か月あたり60時間以上の労働を常態としている
② 母親の出産等	3歳未満児：出産予定月の前3か月、後3か月のうち必要な期間 3歳以上児：妊娠がわかった時から出産予定月の後3か月のうち必要な期間
③ 疾病・障がい	疾病にかかっている、負傷している、精神または身体に障がいがある
④ 介護・看護	同居の親族を1か月あたり60時間以上介護または看護している
⑤ 災害復旧時等	地震、風水害、火災等の災害復旧にあたっている
⑥ 求職活動	求職活動（起業の準備を含む。）を継続的に行っている 求職活動による保育利用期間は3か月を限度とする
⑦ 就 学	大学、専修学校等に在学している、または職業訓練校などで職業訓練を受けている等、1か月あたり60時間以上の就学
⑧ 育休継続	育児休業取得時に、既に保育園を利用しているお子さま（2歳児クラス以上に限る）がいて継続利用が必要であること
⑨ 家庭保育	入園するお子さまのほかに、3歳未満のお子さんを家庭で保育している（3歳以上児の入園に適用）
⑩ 虐待・DV	虐待やDV（ドメスティックバイオレンス）がある、またはその恐れがある

※八坂地区、美麻地区にお住まいで、幼稚園に通園できない3歳以上のお子さまに限り、保育園入園要件を満たしていなくても保育園が利用できる「特別利用保育」を実施しています。なお、利用には2,500円の費用が発生します。この費用は保育無償化（※P15参照）の対象外となります。

3 支給認定手続きについて

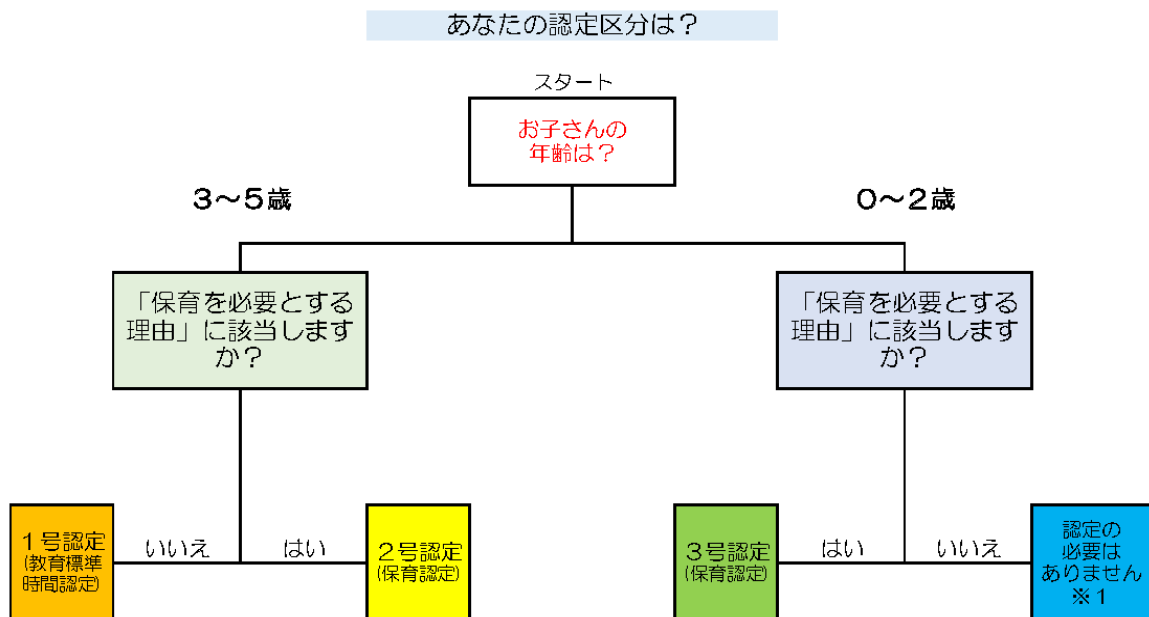
- ◆ 保育園や認定こども園、幼稚園を利用する前に、教育・保育の必要量に応じた『支給認定』を市から受ける必要があります。

(1) 認定の種類について

(太枠内が保育園の認定)

認定区分	対象となるお子さま	利用できる施設	教育・保育の時間
1号認定	満3歳以上で就学前のお子さま 保護者の就労等の入園要件はなし	・ 幼稚園 ・ 認定こども園	4時間の教育標準時間
2号認定	満3歳以上で 保育を必要とする就学前のお子さま	・ 保育園 ・ 認定こども園	1 1時間の保育標準時間 又は8時間の保育短時間
3号認定	満3歳未満で 保育を必要とする就学前のお子さま	・ 保育園 ・ 認定こども園	1 1時間の保育標準時間 又は8時間の保育短時間

◇ 支給認定のフロー



※1 必要に応じて、一時預かりなどの支援が利用できます。詳しくはお尋ねください。

利用できる施設(大町市の場合)

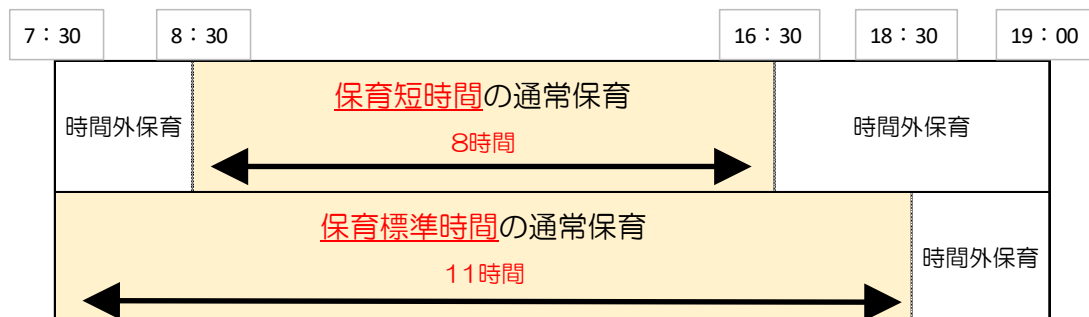
1号認定	幼稚園・認定こども園
2号認定	保育所・認定こども園
3号認定	保育所・認定こども園

保育を必要とする理由

1. 就労 (フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内の労働など)
2. 母親の出産等
3. 保護者の疾病、傷害
4. 同居または長期入院等している親族の介護・看護
5. 災害復旧
6. 求職活動(起業準備等を含む)
7. 就学(職業訓練校等における職業訓練を含む)
8. 育休継続
9. 虐待やDVの恐れがあること

(2) 保育時間について

認定区分	保育時間	認定の条件
保育短時間	8:30～16:30 (8時間)	保護者が月 60 時間以上の勤務など (保護者のいずれかがパートタイム勤務等)
保育標準時間	7:30～18:30 (11時間)	保護者が月 120 時間以上の勤務など (保護者のいずれもがフルタイム勤務等)



※育休継続要件で保育園に通園している園児は保育短時間の認定となります。

※土曜日は希望保育日として、あらかじめ希望を取ります。(P18参照)

※必要に応じて有料で時間外保育を利用することが可能です。

(3) 保育時間の選び方について

就労時間等により保育短時間(8時間)または保育標準時間(11時間)を選びます。

例…「父・母ともに年間を通して、8時間勤務で通勤時間も往復1時間以上かかる」
→保育標準時間を選びます。(月120時間以上の勤務)

例…「父は8時間勤務で残業も多いが、母はパートの6時間勤務で、午後4時30分までには保育園へ迎えに行ける」(月60時間以上の勤務)
→保育短時間を選びます。

例…「父は8時間勤務で、母はパートで通常は午後4時30分までには保育園へ迎えに行けるが、会社の決算や棚卸しで12月と3月が残業となる」
→保育短時間で申請し、必要に応じて時間外保育(月額)を申し込みます。
※就労状況等が変更となったときは保育時間を変更することも可能です。

(4) 時間外保育の利用について

保育短時間(8時30分～16時30分)認定を受けて、時間までに迎えに来ることができない場合は、時間外保育を利用することができます。また、保育標準時間認定の場合も18時30分～19時まで、時間外保育を利用することができます。

4 入園申込み手続きについて

◆お子さま1人につき1枚「施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書」を記入し、必要書類を添付して子育て支援課児童係または保育園に提出してください。継続児は申請書の提出は不要ですが、現況届（調査書）と各種証明書類を提出してください。

◆申請内容に虚偽があった場合は、入園決定の取消等を行う可能性があります。

◆育児休業明けなど、年度途中で入園を希望する場合は、仮申請となります。入園希望月の前々月の10日（土日祝の場合は翌営業日）までに本申請をお願いします。

手続きに必要なもの

(1) 施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書

(2) 各種証明書類（保育を必要とする要件がわかるもの）

※1号認定の申請及び仮申込には不要です

保育を必要とする理由		提出書類	添付書類
就労	常勤・パート・内職の方	就労証明書（様式1）	
	自営業・農業等の主の方	就労証明書（様式1）	確定申告書のコピー
	自営業・農業等の事業専従者	事業従事状況証明書（様式2）	事業主の確定申告書のコピー又は源泉徴収票
求職活動		求職に関する申立書（様式3）	
起業準備		就労証明書（様式1）	店舗賃貸借契約書、開業届のコピー、事業計画書等
母親の出産等		就労証明書（様式1） ※産前・産後休業、育児休業を取得する場合	母子手帳のコピー （母親の氏名及び出産予定日が分かるもの）
育休継続		就労証明書（様式1） ※育児休業期間の記載が必要	母子手帳のコピー （母親の氏名及び出産予定日が分かるもの）
家庭保育		※申請書の家族構成で確認	
保護者の疾病・障がい等		医師による診断書（様式4）	障害者手帳等のコピー
同居の親族の介護・看護		介護・看護状況申告書（様式5）	障害者手帳等のコピー又は医師による診断書（様式4）
災害復旧時等		罹災証明書	
就学		学生証等のコピー及び就学時間の分かる資料	
虐待・DV		事前に子育て支援課へご相談ください	

※申し込み状況によっては、希望された保育園に入園できない可能性があります。

※転園や申込者の減少等によりクラス人数が減少し、集団保育体制が取れない場合には、集団保育の重要性を鑑み、新年度に転園をお願いする場合があります。

（３）該当する場合に必要な提出書類

該当事項	提出書類
（４月～８月に入園希望）令和６年１月１日時点で大町市に住民票がない方	保護者の令和６年度所得・課税・扶養証明書（配偶者控除等を取っていることが分かる書類） ※前住所地の市町村役場から取り寄せてください（令和６年度市町村民税・県民税特別徴収税額の通知書でも可）
（９月以降に入園希望）令和７年１月１日時点で大町市に住民票がない方	保護者の令和７年度所得・課税・扶養証明書（配偶者控除等を取っていることが分かる書類） ※令和７年６月以降に取得可能（自治体によって時期が異なる場合があります。）
ひとり親世帯（離婚成立又は未婚、死別）の場合	保護者と入園を希望するお子さんの保険証のコピー
ひとり親世帯で、児童扶養手当を受給していない場合	全部事項証明書【戸籍謄本】
離婚調停中で、保護者等の「保育の必要性の証明」が提出できない場合	調定証明書等のコピー
同居の親族に障がい者手帳等をお持ちの方がいる場合	障がい者手帳等のコピー
入園申込み時に、まだ生まれていないお子さんの仮入園申込をする方	生まれてくるお子さんの母子手帳のコピー （保護者の氏名が記載されたページと、出産予定日が記載されたページ）

※ご不明な点はお気軽にご相談ください

※６５歳以上の方の証明は不要です。ただし、同居するご家族等で身障手帳等をお持ちの方はコピーを提出してください。（保育料に影響する場合があります）

※求職中や転職の場合、就職が決まったら必ず就労証明書を速やかに提出してください。未提出の場合は、状況確認をさせていただきます。

記入例

施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書

大町市長 殿

保護者(納税義務者)のお
名前

申請日 令和6年10月16日

保護者
(納税義務者)

住 所 大町市大町3887番地

氏 名 大町 太郎

電 話 090-

児童本人及び同居するご家族も含む

施設型給付費・地域型保育給付費に係る支給認定を申請します。

小学校就学前 子ども	氏 名	生年月日	性 別	障害者手帳 の有無
	ふりがな おおまち たろう 大町 太郎	平成 令和 31年 4月 5日	男・女	有・無
児童発達支援施設への通所経験		有 無	食物アレルギーの有無	
保育の希望の有無※		保護者の就労又は疾病等の理由により、保育所等において保育の利用を希望する場合(幼稚園等と併願の場合を含む) 有		
		幼稚園等の利用を希望する場合(保育所等と併願の場合を除く) 無		

※
・「保育所等」とは、保育所、認定こども園(保育部分)、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育をいいます。
・「幼稚園等」とは、幼稚園、認定こども園(教育部分)をいいます。
・「有」を○で囲んだ場合は①～④に、「無」を○で囲んだ場合は①、②及び④に必要事項を記入して下さい。

①世帯の状況

児童の世帯員及び就労等の状況	氏 名	児童との続柄	生年月日	勤務先名称等	就労時間※ (24時間で記入)
	ふりがな おおまち いちろう 大町 一郎	父	S58・2・5	〇〇工業(株)	8:00 ～ 17:00
	マイナンバー 123456789123				
	ふりがな おおまち はなこ 大町 花子	母	H2・6・6	〇〇ストア	9:00 ～ 16:00
	マイナンバー 987654321234				
	最長、小学校入学前までの期間、申込みができます。 生 年 月 日 最長保育期間				
	年 長 H31.4.2 ～ R02.4.1 R08.3.31				
年 中 R02.4.2 ～ R03.4.1 R09.3.31					
年 少 R03.4.2 ～ R04.4.1 R10.3.31					
2 歳 R04.4.2 ～ R05.4.1 R11.3.31					
1 歳 R05.4.2 ～ R06.4.1 R12.3.31					
0 歳 R06.4.2 ～ R07.4.1 R13.3.31					
生活保護の状況		○ なし ・ あり (令和 年 月 日保護開始)			

※就労時間は保育園、認定こども園(保育部分)に通うときのみ記入してください。

②利用を希望する期間、希望する施設(事業者)名

利用希望 施設(事業 者)名称※	施設(事業者)名・希望理由	事業所番号*
	第1希望 〇〇〇保育園 (希望理由) 兄弟が通園しているため	
	第2希望 □□□保育園 (希望理由) 自宅から近いため	
	第3希望 〇〇〇認定こども園 (希望理由) 自宅から近いため	
利用を希望する期間	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで	

※施設(事業所)名は、保育園、認定こども園、幼稚園等の名称をご記入ください。

※事業所番号は記入しないください。

裏面もあります

③保育の利用を必要とする理由等

保育の利用を必要とする理由	保護者が保育を必要とする状況 下の番号から選択してカッコに数字を記入してください。【記入例 父:(1-イ)】	
	父:(1-イ) 母:(1-ロ)	
	1. 就労 (イ. 常勤 ロ. パート・臨時 ハ. 農業 ニ. 自営 ホ. 内勤) 2. 母の出産前後 3. 保護者の病気 5. 災害復旧 6. 求職活動 7. 就学 9. 3歳未満児の家庭保育 10. その他()	
利用を希望する曜日・時間	利用曜日 (該当する曜日にチェック☑)	利用時間 (24時間で記入)
	☒ 月曜 ☒ 火曜 ☒ 水曜 ☒ 木曜 ☒ 金曜 ☐ 土曜 ☐ 日曜 (休日保育の申請別途必要)	8時 30分から 16時 30分まで
希望保育時間	☐ 11時間の保育標準時間 ☒ 8時間の保育短時間	
家庭の状況	☐ ひとり暮らし家庭 ・ ☒ 左記以外	

④税情報等の提供・開示の同意

市が世帯情報に対して	2号認定、3号認定に該当する方(保育園・認定こども園の保育部分)は、認定に必須ですので、必ずご記入(☑)ください。 必要な市町村民税の情報(同一世帯者を含む)及び決定した利用者負担額について、特定教育・保育施設等に
保護者氏名	大町 一郎

※以下は記入しないでください。

*施設記載欄(施設(事業者)を経由して市に提出する場合)	
受付年月日	
令和 年	
施設()	
担当者氏名	
入所契約()	
備考	
*市記載欄	
可・否	
可・否	
☐ 認定こども園(☐ 連 ☐ 幼(☐ 幼 ☐ 保) ☐ 保(☐ 保 ☐ 幼) ☐ 地(☐ 幼 ☐ 保) ☐ 幼稚園 ☐ 保育園 ☐ 地域型(☐ 小 ☐ 家 ☐ 居 ☐ 事)	
備考	

(4) 利用調整について

近年、未満児の入園申込者が非常に多く、希望とおり入園できないケースが増えていることから、受入定員を超えて入園申込があった場合には、大町市保育所等利用調整基準表に基づき、優先順位を決定することとしています。

大町市 保育所等利用調整基準

保育所等の各年齢において、受け入れ定員を上回る保育の利用申し込みがあった場合は、以下により優先順位を決定し、優先順位の高い児童から入所を決定する。

【優先順位の決定方法】

父、母それぞれについて、当てはまる基本指数の中で一番高いものを決定し、父と母の指数を比較しより低い指数を基準指数とする。基準指数に調整指数を加えたものを利用調整における指数とし、指数が高いほど優先順位が高いものとする。

(1) 基本指数

入園の要件	内容	点数
就労	月160時間以上就労している者	20
	月140時間以上160時間未満就労している者	19
	月120時間以上140時間未満就労している者	18
	月100時間以上120時間未満就労している者	17
	月80時間以上100時間未満就労している者	16
	月60時間以上80時間未満就労している者	15
	自営業や農業などで、添付種類の提出が無い場合	7
求職活動 起業準備	求職活動を継続して行っている、起業に向けた準備を行っている	7
妊娠・出産	入園月時点で産前3か月～産後3か月	18
育児休業中の 継続利用	育児休業取得時に既に保育園を利用している児童で(2歳児クラス以上に限る)、継続利用が必要であること	7
家庭保育	3歳未満の子供を家庭で保育している(3歳以上児の入園に適用)	7
保護者の 疾病・障害	おおむね1か月以上の入院	18
	おおむね1か月以上常時臥床の状態 または要介護度4・5	17
	通院加療を行い、常に安静を要する または要介護度3	16
	通院加療を要し、おおむね半月以上の安静を要する 要介護度2	15
	その他	7
同居の親族の 介護	同居親族が1か月以上入院し、付き添いをしている	15
	おおむね半月以上、障がい児の介護、通園、通学、通院にあたっている	10
	常時、同居親族の長期療養の看護、介護を要する	7
災害復旧等	火災、風水害等の被害に遭い、その復旧にあたっている	18
就学	大学、専門学校、職業訓練校などに通っている	※1
虐待・DV	福祉事務所等の関係機関に相談を行っているもの	20
その他	保護者が大町市内の保育所等(※2)で月の就労時間が120時間以上の保育士等(※3)として就労しているまたはその予定がある場合	19

※1 就学については就労の指数を準用する

※2 大町市内に所在する保育園、認定こども園、家庭的保育事業所、認可外保育施設等

※3 保育士、幼稚園教諭、保育教諭、看護師、小学校教諭、養護教諭等

(2) 調整指数

ひとり親家庭(離婚、離婚調停中、未婚、死別、行方不明等)	10
生活保護法による被保護世帯	5
兄弟姉妹入所(既に兄弟姉妹が入所している施設を希望する場合)	3
福祉事務所等関係機関の意見に基づき、児童福祉の観点から保育の実施が望ましいと認められる	5
育児休業明けである	5

(3) 点数の合計が同一の場合の優先度

1 兄弟姉妹が既に入所している世帯
2 基本指数が高い世帯
3 養育している子どもが多い世帯
4 市町村民税額が低い世帯
5 市税等の滞納が無い世帯

5 保育料等について

(1) 保育料の算定方法について

保育料の算定は、お子さまと同一世帯に属して生計を一にしている父母またはそれ以外の扶養義務者（家計の主宰者である場合に限る）の市町村民税額の合計額により決められます。同一家庭で2人以上入園となる場合は、保育料の軽減措置があります。

☆ 4月～8月分の保育料・・・前年度の市町村民税額から算定

☆ 9月～3月分の保育料・・・当年度の市町村民税額から算定

それぞれ、保育料決定通知書によりお知らせします。

※確定申告等により当年度の税額が変更になった場合でも、既に納付していただいた保育料の還付はいたしません。

◆3号認定（3歳未満児クラス）の保育料（大田市保育料徴収基準額表より）

階層	税額による世帯の階層区分	保育料 (標準時間)	保育料 (短時間)
第1	生活保護法による被保護世帯	0円	0円
第2	市町村民税非課税世帯	0円	0円
第3	ひとり親世帯等で所得割額が48,600円未満	7,000円	6,000円
	上記以外の世帯で所得割額が48,600円未満	15,000円	13,000円
第4	ひとり親世帯等で所得割額が48,600円以上77,101円未満	9,000円	9,000円
	上記以外の世帯で所得割額が48,600円以上97,000円未満	22,000円	20,000円
第5	所得割額が169,000円未満	33,000円	31,000円
第6	所得割額が301,000円未満	52,000円	50,000円
第7	所得割額が397,000円未満	62,000円	60,000円
第8	所得割額が397,000円以上	72,000円	70,000円

※この表における所得割額は、配当控除、住宅借入金等特別控除、寄付金控除等を控除する前の額となります。

※兄弟が同時に通園する場合の保育料は、2人目は半額、3人目は無料となります。

※3号認定のお子さんは、3歳の誕生日の前々日までが3号認定の有効期間となり、その翌日からは2号認定となりますが、2歳児クラスに在籍する年度中の保育料については、3号認定のままとなります。

※里親へ委託されているお子さまの保育料は無料となります。

(2) 食材料費（副食費）について

2号認定のお子さまの食材料費（副食費）は無償化の対象外であるため、実費負担いただいております。

(3) 保育料等の減免制度について

多子世帯等の負担軽減のため、下記のとおり保育料等の減免を行っています。

国及び市の減免制度	保育料	減 免 の 要 件	対 象	減免率
		園児が第2子以降の場合	第2子	50%
			第3子以降	100%
		所得割額が57,700円未満の世帯	第1子	50%
			第2子以降	100%
		所得割額が77,101円未満のひとり親世帯等	第1子	50%
			第2子以降	100%
	副食費	園児が小学校就学前子どもの第3子以降の場合（1号認定の場合は小学校3年生までの中で第3子以降）	第3子以降	100%
		・1号認定で所得割額77,101円未満 ・2号認定で所得割額57,700円未満 (ひとり親世帯等に限り、77,101円未満)	対象全て	100%

※大町市多子世帯保育料減免事業はR5年度末で廃止となりました

(4) 保育料等の納付方法について

◆納付期限 **毎月月末が納期限です。**（月末が土・日・祝日の場合は翌営業日）

◆納付方法

口座振替の場合 月末に指定口座から引落とします。納入通知書は送付いたしません。**口座残高の確認をお願いします！！**

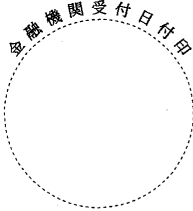
納付書で納める場合 毎月15日頃、納入通知書を送付します。
(コンビニでも納入が可能です)

～ 保育料は納入に便利な口座振替をおすすめします！ ～
※口座振替を希望する場合は『**口座振替依頼書**』に必要事項を記入して、
ご希望の金融機関へ提出してください。毎月25日までに手続きをすると
翌月から口座振替ができます。

－ 口座振替取扱金融機関 －

○八十二銀行 ○長野銀行 ○長野県信用組合
○松本信用金庫 ○長野県労働金庫 ○大北農協 ○ゆうちょ銀行

※ 兄・姉の保育料が口座振替で弟・妹が新たに入園する場合には、手続きの必要はありません。



金融機関 記入例

長野県大町市

市税等 口座振替依頼書 自動払込利用申込書 (兼市税等変更・解約届)

新規 変更・解約

〇〇年 〇月 〇日

金融機関名		〇〇銀行 組合 金庫・農協 ゆうちょ銀行		△△本店・本所 支店		御中		金融機関 コード															
口座 座 名 義 人	住 所	大町市大町3887番地														銀行届出印							
	フリガナ	オオマチ イチロウ														銀行 届出 印 大町 (2枚目以降にも印)							
	氏 名 法人名等	大町 一郎																					
	生年月日	大正 昭和 51年 8月 1日																					
電話番号	〇二六1-22-0420														口座番号		1	2	3	4	5	6	7
ゆうちょ銀行		記号(※は通帳に記載があれば記入)										番号(右づめで記入)											
		※																					
種目コード		払込先口座番号(市 税 等)										00560-7-960266										大町市会計管理者	
166・176		払込先口座番号(上下水道)										00570-9-960267										大町市会計管理者	
※ご注意		口座振替の開始(解約)は、金融機関の受付が 1日～25日までは 翌月分 から 26日～31日までは 翌々月分 から となります。														振替開始(解約)月		〇〇年 〇月分		開始 解約 どちらかに 〇をする			

※太線内のみに記入・押印して下さい。

○上記口座から下記の市税等について振替納付をしたいので、裏面契約条項を確認のうえ依頼します。

○上記口座から振替納付していた下記の市税等について、口座振替契約を解約したいので届け出ます。

市 税 等

上記口座から振替納付する(解約する)納税・納付義務者名を記入する。
固定は土地・家屋等の登記簿上の名義人を、国保は世帯主名を記入する。
保育料、学校給食費は保護者名を、市営住宅は入居者名を、霊園は使用者名を記入する。

上下水道料

上記口座から振替納付する(解約する)納付義務者名を記入する。
上下水道料は使用者名を、下水道受益者負担金は受益者名を記入する。

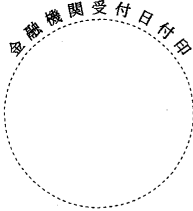
氏 名 (納税義務者・納付義務者)	上記口座から口座振替する(解約する)税等に〇をする										上下水道	
	市 税 等										上 下 水 道 料	下 水 道 受 益 者 負 担 金
	市県民	固 定	軽自動車	国 保	後期高齢	市営住宅	保育料	学 校 給 食 費	保 育 所 給 食 費			
大町 一郎							○		○			
支給認定通知書の 保護者の名前を記載	口座振替を希望される金融機関の窓口へ 通帳と届出印をお持ちいただき 『市税等口座振替依頼書兼自動払込利用申込書』 を提出してください。											
契約種別コード	35	35	35	35	35	25	30	30			22	30

ゆうちょ銀行 使 用 欄	定住促進 住 宅	雇用促進 住 宅	教 員 住 宅	老 人 措 置 費	住 宅 資 金	ケーブル テレビ 使用料	市民農園 電気料	市民農園 浄化槽 管理料	霊 園
契約種別コード	25	25	25	30	30	30	30	30	30

金 融 機 関 処 理 欄	検印	係印	照合

(金融機関保管用)

(3-1)



ゆうちょ銀行 記入例

長野県大町市

市税等 口座振替依頼書 自動払込利用申込書 (兼市税等変更・解約届)

新規 変更・解約

〇〇 年 〇 月 〇 日

金融機関名		銀行・組合 金庫・農協 ゆうちょ銀行		本店・本所 支店・支所		御中		金融機関 コード													
口座 座 名 義 人	住 所	大町市大町3887番地														銀行届出印					
	フリガナ	オオマチ イチロウ														預金の種類 (○をする) 1. 普通預金 2. 当座預金 3. その他 4. () (2枚目以降にも印)					
	氏 名 法人名等	大町 一郎																			
	生年月日	大正 昭和 51 年 8 月 1 日																			
	電話番号	自宅 携帯 0261-22-0420																			
ゆうちょ銀行		記号(※は通帳に記載があれば記入)				番号(右づめで記入)															
		1 1 9 6 0 ※				1 2 3 4 5 6 7 1															
種目コード		払込先口座番号(市税等)				00560-7-960266				大町市会計管理者											
166・176		払込先口座番号(上下水道)				00570-9-960267				大町市会計管理者											
※ご注意		口座振替の開始(解約)は、金融機関の受付が 1日～25日までは 翌月分 から 26日～31日までは 翌々月分 から となります。																			
振替開始(解約)月		〇〇 年 〇 月分 から																			
		開始 解約 どちらかに○をする																			

※太線内のみに記入・押印して下さい。

○上記口座から下記の市税等について振替納付をしたいので、裏面契約条項を確認のうえ依頼します。
○上記口座から振替納付していた下記の市税等について、口座振替契約を解約したいので届け出ます。

市 税 等

上記口座から振替納付する(解約する)納税・納付義務者名を記入する。
固定は土地・家屋等の登記簿上の名義人を、国保は世帯主名を記入する。
保育料、学校給食費は保護者名を、市営住宅は入居者名を、霊園は使用者名を記入する。

上下水道料

上記口座から振替納付する(解約する)納付義務者名を記入する。
上下水道料は使用者名を、下水道受益者負担金は受益者名を記入する。

氏 名 (納税義務者・納付義務者)	上記口座から口座振替する(解約する)税等に○をする										上下水道	
	市県民	固 定	軽自動車	国 保	後期高齢	市営住宅	保育料	学 校 給食費	保育所 給食費		上 下 水道料	下水道 受益者 負担金
大町 一郎							○		○			
支給認定通知書の 保護者の名前を記載												
口座振替を希望される金融機関の窓口へ 通帳と届出印をお持ちいただき 『市税等口座振替依頼書兼自動払込利用申込書』 を提出してください。												
契約種別コード	35	35	35	35	35	25	30	30			22	30

ゆうちょ銀行 使 用 欄	定住促進 住宅	雇用促進 住宅	教 員 住 宅	老 人 措置費	住 宅 資 金	ケーブル テレビ 使用料	市民農園 電気料	市民農園 浄化槽 管理料	霊 園
契約種別コード	25	25	25	30	30	30	30	30	30

金 融 機 関 処 理 欄	検印	係印	照合

(金融機関保管用)

(3-1)

(5) 保育料の納期限を過ぎた場合について

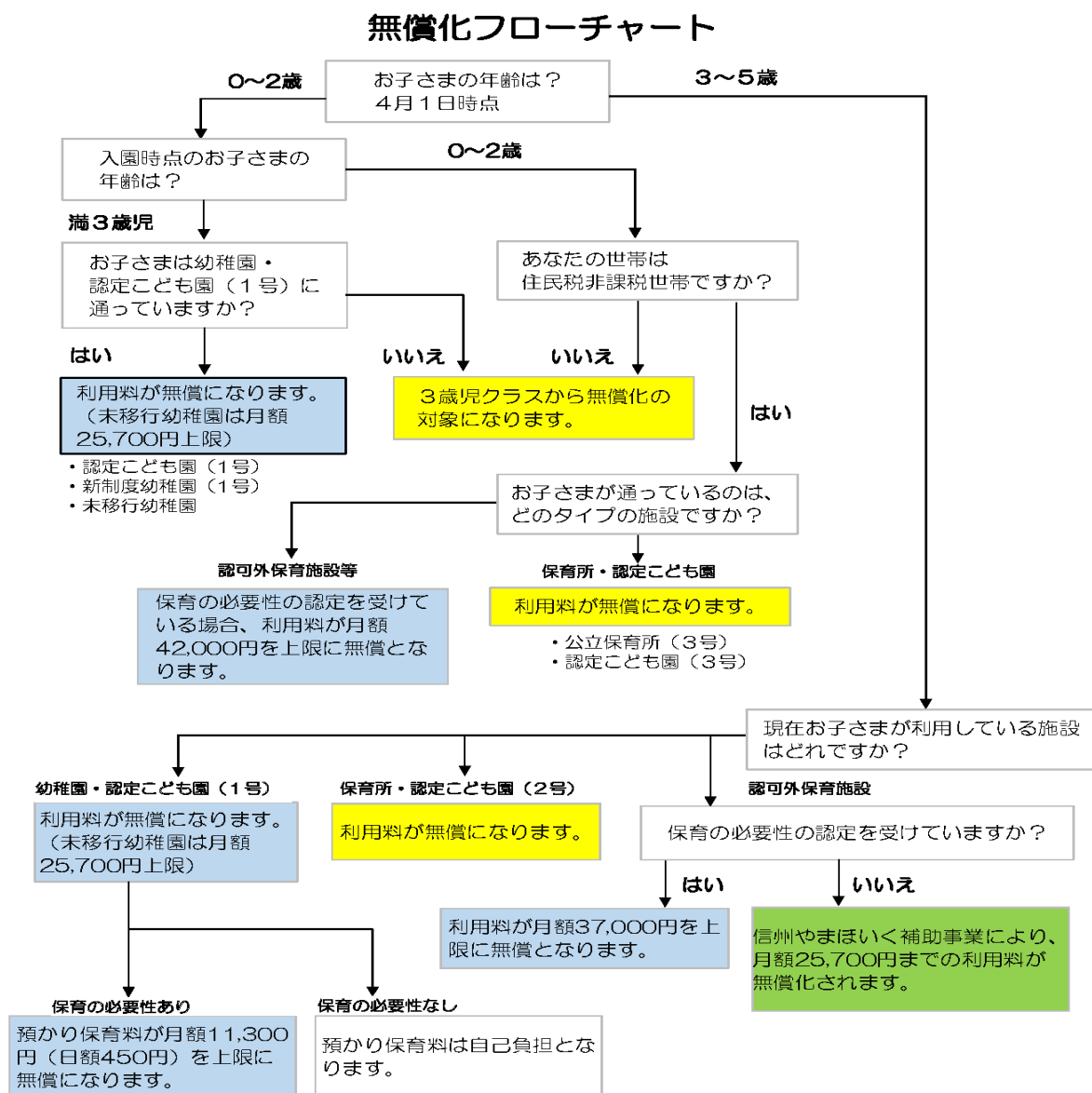
納期限を過ぎると、20日以内に『督促状』を発行します。この督促状を発行するための費用として、100円の督促手数料が発生します。また、未納期間に応じて『延滞金』が発生します。なお、滞納が続く場合には、児童手当法第22条に基づき、児童手当支給額から特別徴収される場合があります。

納期までにお支払できない場合は、お早めにご相談ください。

(6) 幼児教育・保育の無償化について

- ① 3歳児から5歳児クラスの全てのお子さま（2号認定児童）の保育料
無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校就学前までの3年間
※時間外保育料及び給食提供に係る食材費（副食費）は無償化の対象外
- ② 住民税非課税世帯の0歳から2歳までのお子様の保育料

ご自身の家庭状況、お子さまの年齢に基づいて選択していくと、無償化の該当区分が分かります。



6 認定内容の変更について

- ◆在園児は更新手続きが不要ですが、入園の要件を確認するため現況届（調査書）に“就労証明書等を添付の上毎年提出してください。”

（１）保育園を退園するとき

必要書類	提出期限	備考
保育園退園届	退所予定日の前月の 10 日まで	

- ・転勤等で市外へ転出することになった
- ・病気のため、長期に休むことになった
- ・ご家庭でお子さまの保育が可能になった・・・など

※病気や入院等により保育園を休んでも保育料は減額されません。長期に休む場合は、早めに連絡や手続きをしてください。

（２）保育園を変更したいとき

必要書類	提出期限	備考
保育園異動届	異動予定日の前月の 10 日まで	

- ・引越しに伴い、自宅から近い園に通わせたい
- ・保護者の通勤の関係上、他の園の方が都合良い・・・など

（３）年度の途中から入園をしたいとき

必要書類	提出期限	備考
保育園入園申込書	入園希望日の前々月の 10 日まで	
保育要件を確認できる書類	//	

- ・育児休暇の終了により職場復帰するため年度途中に入園させたい
- ・年度中に出生予定のこどもを生後 6 か月経過後に入園させたい

※事前に仮申込をした場合でも、お子さまの年齢によっては、年度の途中からの入園ができない場合や、希望された保育園に入園できないことがあります。

（４）認定区分や保育時間を変更したいとき

必要書類	提出期限	備考
支給認定変更申請書	変更希望日の前月の 10 日まで	
就労証明書 等	//	

- ・就労状況等が変わったため認定区分や保育時間を変更したい

（５）勤め先の変更があったとき

必要書類	提出期限	備考
就労証明書 等	速やかに提出してください	

7 保育サービスについて

保育園	定員（名） （うち、未満児）	時間外保育	未満児保育	希望保育	アレルギー 対応
はなのき保育園 （大町若宮町）	150 名 （50 名）	○	○ （生後 6 か月～）	○	○
あすなろ保育園 （常盤清水）	180 名 （40 名）	○	○ （満 1 歳～）	○	○
しらかば保育園 （平白樺）	60 名 （10 名）	○	○ （概ね 1 歳 6 か月～）	—	—
どんぐり保育園 （社山下）	60 名 （10 名）	○	○ （概ね 1 歳 6 か月～）	—	—
たけのこ保育園 （八坂大平）	45 名 （10 名）	○	○ （2 歳児～）	—	—
み あ さ保育園 （美麻二重）	45 名 （10 名）	○	○ （2 歳児～）	—	—
く る み保育園 （大町栄町）	110 （30 名）	○	○ （満 1 歳～）	○	○

※しらかば・どんぐり・たけのこ・みあさ保育園の幼児クラスは、異年齢児を同じクラスで預かる混合保育です。

※食物アレルギーや疾病の状況・年齢等を考慮し、他園への入園をおすすめすることがあります。

※申し込み状況によっては、希望された保育園に入園できない可能性があります。

※転園や申込者の減少等によりクラス人数が減少し、集団保育体制が取れない場合には、集団保育の重要性を鑑み、新年度に転園をお願いする場合があります。

（1）時間外保育について

保育短時間（午前 8 時 30 分～午後 4 時 30 分）認定を受けて、時間までに迎えに来ることができない場合は、時間外保育を利用することができます。また、保育標準時間認定の場合も午後 6 時 30 分～午後 7 時まで、時間外保育を利用することができます。

ア）実施場所

市内全保育園

イ）実施日時

- ・月曜日から土曜日まで
- ・午前 7 時 30 分から午前 8 時 30 分までと、午後 4 時 30 分から午後 7 時までのうち必要な時間

ウ）申込方法

◆月額利用の場合

保育実施月の前月20日までに『時間外保育申込書』を保育園へ提出してください。利用時間を変更する場合は、再度申込書の提出が必要となります。また、時間外保育を辞退する場合は『時間外保育辞退届』の提出が必要になります。

※20日を過ぎた手続きの場合は申請等が反映されない場合があります。

◆臨時利用の場合

臨時利用（月額利用の時間超過を含む）を希望する場合は、利用時に『時間外保育申込書（臨時）』を保育園へ提出してください。

エ）利用料金

時間外保育の実施時間と料金は、次のとおりです。

区 分	時 間	児童1人当たりの料金
月額利用	午前7時30分から午前8時30分まで	500円／月
	午前8時00分から午前8時30分まで	—
	午後4時30分から午後5時00分まで	500円／月
	午後4時30分から午後5時30分まで	1,000円／月
	午後4時30分から午後6時00分まで	1,500円／月
	午後4時30分から午後6時30分まで	2,000円／月
	午後4時30分から午後7時00分まで	2,500円／月
臨時利用		100円／時間

※ 時間外保育を受けるお子さまが2人以上の場合、2人目からの料金は、上記1人当たりの料金の1／2の料金となります。

※ 時間外保育の料金は、保育実施月の翌月の25日までに市の発行する納付書により、保育園に納付してください。

（2）希望保育について

保育園では毎週土曜日を“希望保育日”とし、混合保育をおこなっています。

仕事の都合等、ご家庭で保育ができない場合を除き、ご家庭での保育にご協力をお願いします。

ア）実施場所

はなのき保育園、あすなろ保育園、くるみ保育園の3園に集約して実施します。

イ）利用方法

園に利用希望を伝えます。実施園以外の保育園に通っている場合は、どの園を利用したいかをあわせてお知らせください。

希望保育日はお弁当を持参してください。

※実施場所については変更する場合があります。

（3）休日保育について

緊急時や休日の仕事等により、ご家庭で保育ができない場合に保育を行います。利用を希望される方は、事前に利用登録が必要です。

ア）実施場所

大町市児童センター 大町市大町 4714 番地 Tel 22-0741

イ) 実施日時

- ・年末年始を除いた休日
- ・午前8時30分から午後4時30分まで

ウ) 対象

満2歳から小学校就学前のお子さま

エ) 利用方法等

「大田市休日保育利用申請書」を在籍保育園に提出し、利用登録をしてください。登録期間は、4月1日から翌年3月31日までの必要な期間となります。利用する日時は、利用月の前月10日までに在籍保育園にご連絡ください。

オ) 利用料金

区 分	料金（1時間あたり）
3歳未満児（1人当たり）	300円
3歳以上児（1人当たり）	150円



- ※1 上記区分の年齢は、4月1日現在の年齢によります。
- ※2 休日保育の料金は、1ヵ月間の利用時間数の合計で算出します。保育実施月の翌月の25日までに納付してください。
- ※3 お子さまにもお休みが必要です。休日保育を利用した場合には、前後の週で1日以上のお休みを取るようご配慮ください。

（4）一時預かり（一時保育）について

冠婚葬祭や急病時、パート就労、育児疲れ解消等、一時的に家庭で保育が困難な場合に、就学前のお子さまを保育園でお預かりし、保育を行います。

ア) 保育希望の理由

- ・仕事の都合（勤務形態等）
- ・緊急、一時的な都合（病気や看病、冠婚葬祭等）
- ・私的理由（参観日、資格取得、趣味、リフレッシュ等）

イ) 対象となるお子さま

- ・生後6か月から小学校就学前までのお子さま

ウ) 実施場所と日時

- ・月曜日から金曜日に実施（希望保育日は実施しません）
- ・午前8時30分から午後4時30分まで

区 分	実施園
3歳未満児	どんぐり保育園
3歳以上児	市内各園



※たけのこ保育園、みあさ保育園は2歳児から受入れが可能です

※1 カ月に12日までが限度（市内保育園の合計利用日数）

エ) 申込方法等

- ・申込は利用したい日の前月の第3月曜日から受付が可能です。
- ・利用当日までに所定の申込書を希望保育園に提出してください。申込書に記載する年齢は、4月1日現在の年齢で記入していただきます。

- ・保育園で事前に打ち合わせと、慣らし保育（有料）をお願いします。
- ・利用を取り消される場合は、利用日の前日または当日の午前9時までに連絡してください。
- ・保育園の行事や、受け入れ人数により、お預かりできない場合があります。
- ・申込人数により、市民の利用を優先する場合があります。
- ・病気の時はお預かりできません。
- ・2歳までのお子さまと、食物アレルギーのお子さまは、食事による事故防止のため、お弁当とおやつを持参していただきます。

オ) 利用料金

区 分	料金（1時間当たり）
3歳未満児（1人当たり）	300円
3歳以上児（1人当たり）	150円

- ※1 上記区分の年齢は、4月1日現在の年齢によります。
- ※2 給食を提供する場合は、給食費250円を別途お支払いいただきます。
- ※3 一時保育の料金は、利用の都度保育園に納付していただきます。
お釣りが無いようご協力をお願いいたします。
- ※4 お支払にPayPayを利用できます。
- ※5 園への問い合わせは8：30～17：00 までをお願いします。

（5）園開放について

各園では育児の情報交換や、保護者同士の交流の場として、園開放を実施しています。子育てに関する相談や情報提供も行っていますので、お気軽にお出かけください。

詳細については右記のサイトよりご確認ください。 ⇒



（6）病児・病後児保育について

お子さまが病気または病気の回復期にあり、保育園などの施設利用ができない期間、お子さまを一時的に預かり、保育を実施する事業です。利用を希望される方は、あらかじめ利用登録が必要です。市内保育園等を利用しているお子さまは無料で利用することができます。

ア) 名称

病児・病後児保育室 北アルプスキッズルーム

イ) 実施場所と時間

- ・市立大町総合病院 西棟 3 階 大町市大町 3130
- ・月曜日～金曜日 8：00～18：00（土日祝、12/29～1/3 は休業）

ウ) 対象（3つの条件すべてに該当する場合に利用可）

- ・お子さんの年齢が満1歳から6歳（小学校就学前）までであること
- ・利用を希望するお子さんが、病状の急変は認められない状態又は回復期の状態にあり、集団保育及び家庭での保育が困難であること

- ・保護者またはお子さんが、大北圏域に居住しているか、勤務していること。
もしくは、お子さんが大北圏域の保育所、認定こども園、幼稚園、認可外保育施設に通所していること。

工) 利用料金

条件 1	条件 2	条件 3	利用料金
保護者もしくはお子さんの住所が大北圏域にある	—	お子さんが保育所などに通所している	無料
		お子さんが保育所などに通所していない	300 円/1 時間
保護者とお子さんの住所が大北圏域にない	保護者の勤務先が大北圏域にある	—	300 円/1 時間
	保護者の勤務先が大北圏域にない	お子さんが大北圏域の保育所などに通所している	300 円/1 時間
		お子さんが大北圏域外の保育所などに通所している、もしくは保育所などに通所していない	利用対象外

利用の流れや注意事項等の詳細については
右記のサイトよりご確認ください。

⇒



8 入園式までの日程

10月	入 園 申 込 準 備
-----	-------------

- ・保育園ガイドの確認、説明動画の視聴、必要書類の準備
- ・ご不明な点は子育て支援課児童係までお問合せください。

10月15日～10月31日	入 園 申 込 み 受 付 期 間
---------------	-------------------

- ・申込書提出の前に記入漏れ等がないか確認してください。
- ・食物アレルギー等、心配なことがありましたら、遠慮なくご相談ください。

11月中旬～12月上旬	体験入園（2歳児以上）
-------------	-------------

- ・はなのき保育園、あすなろ保育園、くるみ保育園で実施します。
- ※1歳児クラスへ入園を予定している方を対象とした体験入園は別途行います。対象者には別途通知します。

1月下旬	内定通知及び健康診断のご案内
------	----------------

- ・詳細は通知をご覧ください。

2月上旬	健 康 診 断 実 施	
指定医療機関	電話番号	該当保育園
大町総合病院小児科	22-0415（代表）	はなのき保育園、しらかば保育園、くるみ保育園
菊池クリニック	21-2580	あすなろ保育園
柿下クリニック	21-1230	どんぐり保育園
八坂診療所（月・火・木） ※要予約	26-2814	たけのこ保育園
美麻診療所	29-2015	みあさ保育園

- ・健康診断は無料です。

2月中旬	入 園 説 明 会 （ 各 園 で 実 施 ）
------	-------------------------

- ・日時等の詳細は、後日お知らせします。
- ・園での生活等について説明します。

3月中旬	各種通知書及び入園式ご案内の送付
------	------------------

- ・支給認定通知、利用通知、保育料通知ほか

4月初旬	入 園 式
------	-------

9 給食について

- ◇保育園では、お子さまたちの心と身体の健やかな成長を願い、おいしく楽しく食べるお子さまに育つよう、給食提供を行っています。
- ◇子育て支援課の栄養士が市内統一献立を作成し、それぞれの保育園で給食調理員が手作りで調理しています。
- ◇食物アレルギーのあるお子さまや、1歳6ヵ月までのお子さまについては、入園の際に栄養士との面談を実施し、給食対応を行っています。

乳 児

◇6ヵ月～8ヵ月

保育園では、ミルクのみの対応となります。（離乳食の提供はありません）

◇9ヵ月～11ヵ月

家庭で離乳食が3回食となってから、栄養士と面談を行い、給食（離乳食）の提供が始まります。給食（離乳食）が始まる前に、離乳食量及び形態等を確認するため、家庭より3日間程度、離乳食を持参していただきますので、ご協力をお願いします。

※概ね1歳までのお子さまについては、状況に応じて家庭からミルクや哺乳瓶等を持参していただく場合もあります。

◇1歳までは、おやつを提供がありません。

おやつの提供は、1歳を過ぎてから再度栄養士と面談を行い、提供を開始します。

1 ～ 2 歳 児・・・完全給食

◇午前・午後のおやつと、主食（ごはん）を含めた昼食を保育園で提供します。

◇1歳6ヵ月までは手づかみ食べを十分に行い、食べる意欲を育てます。

◇食べ物を前歯でかじり取る体験を通じて、上手に咀嚼できるように支援しています。



3 歳 以 上 児・・・副食給食

◇副食（おかず）と、午後のおやつを保育園で用意します。

◇月曜日から木曜日は、家庭よりごはんを持参してください。

食べられるごはんの量は、個人差がありますので、お子さまの様子をみながら無理なく食べられる量を持参してください。

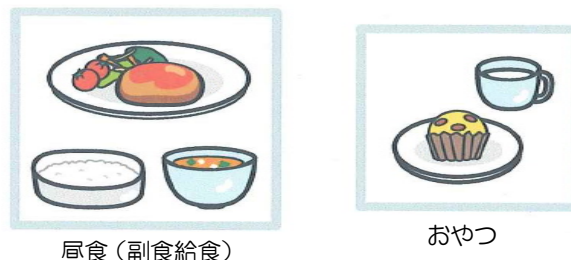
☆ごはんの量の目安

3歳：100g

4歳：110g

5歳：120g

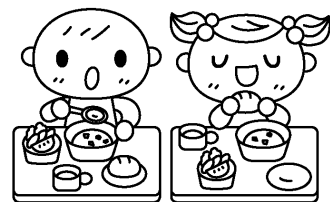
6歳：130g



☆保育園の食事に慣れるまでは、少量ずつ無理をせずに必要量が食べられるように支援していきます。

食物アレルギー

- ◇食物アレルギーのあるお子さまには、除去食を基本としたアレルギー対応食の提供を行っています。
- ◇安全性を考えアレルギー対応食の提供の際には、専用トレイや確認表を使用し、細心の注意を払い給食提供します。
- ◇アレルギー対応食の提供については、食物アレルギーの治療のため医師指導のもと、家庭において食事療法を実施しているお子さまを対象とさせていただきます。
- ◇アレルギー対応食を希望される場合、医師の診断による『保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表』の提出が必要となります。
※食物アレルギーは、血液検査だけでは診断することが難しいため、負荷試験等の実施可能な専門医の受診をお勧めします。
- ◇『保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表』は、年度ごとに提出が必要となります。
※年度の途中に除去内容の変更や、アレルギー対応食が必要となくなった場合についても、医師からの除去内容の変更及び、解除指示が必要となります。
- ◇『保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表』の提出後、除去等の内容を確認するために、栄養士と面談を実施します。
- ◇栄養士が個別にアレルギー献立を作成し、保護者に確認していただいた後、アレルギー対応食の提供開始となります。アレルギー対応食提供までに、お時間をいただく場合もありますので、ご了承ください。
- ◇重症なアレルギーや保育園での対応ができない場合、お弁当やおやつを持参をお願いすることや、アレルギー対応ができる園への転園をお願いする場合があります。
- ◇医師よりエピペンを処方され、保育園での対応が必要となる場合は、保育園又は子育て支援課へご相談ください。



10 保育園利用手続き Q&A

◆申込手続き関係

Q1 大町市へ転入予定ですが、入園申込みはできますか？

A1 入園月の前月末までに大町市に住民票を移すことが確実であれば申込可能です。入園月の前月末までに大町市に住民票がない場合は、入園決定を取り消す場合があります。

Q2 年度の途中からでも入園申込はできますか？【随時申込】

A2 申込可能です。入園希望月の前々月 10 日（土日祝の場合は翌平日）までに子育て支援課児童係へ必要書類を提出してください。
随時申込は定員に空きがない等の理由でご案内できない場合があります。

Q3 まだ生まれていない子どもの申込はできますか？

A3 申込可能です。出生前の申し込みは「仮申込」となりますので、出生届の手続きが完了したら、子育て支援課までご連絡ください。

Q4 入園要件を「求職活動」で申込を完了しましたが、その後就職が決まりました。入園要件の変更は可能ですか？

A4 申込をした受付期間中であれば、変更可能です。
なお、入園の要件を変更する際は、必要書類を提出してください。

Q5 求職活動による保育利用期間は 3 か月となっていますが、その期間内に就職が決まらなかった場合はどうなりますか？

A5 退園となります。

Q6 育児休業から職場に復帰する予定ですが、入園の予約はできますか？

A6 職場への復帰時期が確認できる就労証明書を添付の上、申込受付期間中に仮申込をし、入園希望月の前々月の 10 日（土日祝の場合は翌営業日）までに本申請をお願いします。

Q7 入園申込の際に優先順位などはありますか。

A7 保育の必要性が高いと認められる方からの入園となります。例えば「求職活動中」で入園申込をされた方は、「就労」の要件で申し込まれた方より優先度が下がります。P10 の「利用調整について」をご確認ください。

Q8 育児休業中も引き続き保育園を利用したいのですが、可能でしょうか？

A8 育児休暇取得時に既に保育園を利用している 2 歳児クラス以上のお子さまは、継続利用が必要であれば可能です。（2 歳未満のお子さんはご利用できません）利用調整の結果継続利用ができない場合はご了承ください。なお、育休継続利用の場合は、保育短時間認定となり、時間外保育の月額申込は不可となります。

Q9 育休継続要件での利用期間はいつまでですか？

A9 認定の有効期間は育休の終了日までとなります。職場復帰する場合は継続利用が可能ですが、退職する場合は退園となります。

Q10 出産を控えているため、上の子を保育園に預けることは可能でしょうか？

A10 3歳以上児は妊娠がわかった時から、出産予定月の後3か月間のうち必要な期間利用が可能です。3歳未満児については、出産予定月の前3か月、後3か月のうち必要な期間利用が可能です。いずれの場合も保育短時間認定ですが、時間外保育の月額利用は可能です。

【上の子が3歳未満児の場合の利用例】

出産予定日が9月15日の場合、利用期間は6月1日～12月31日まで

Q11 「家庭保育要件」での入園はどのような場合に適用になるのでしょうか。

A11 令和7年度より、3歳未満のお子さんを家庭で保育している場合の育児負担軽減のため、上のお子さんが3歳以上児の場合には「家庭保育要件」での入園が可能となりました。「家庭保育要件」での入園は、保育短時間認定で、時間外保育の月額利用は不可となります。

◆入園後の諸手続き関係

Q12 フルタイム勤務になったため、保育時間を変更することはできますか？

A12 変更後の勤務時間が分かる就労証明書を添付の上、支給認定変更申請書を提出してください。

Q13 保護者の勤務先が変更になった場合は手続きが必要ですか？

A13 新しい職場の就労証明書を速やかに提出してください。

Q14 育休継続要件で利用していたが、退職して求職活動する場合は継続利用が可能ですか？

A14 入園の要件が変更になる場合は再度入園申込が必要ですので、申込期限までに申込をお願いします。利用調整の結果継続利用ができない場合はご了承ください。なお、育休継続要件から職場復帰する場合の申込は不要です。

◆保育料関係

Q15 離婚・再婚しました。保育料は変わりますか？

A15 変更となる場合があります。その場合は支給認定変更申請書の備考欄にその旨を記入していただき、必要書類があれば合わせてご提出ください。

Q16 第3子を3号認定で入園させたいのですが、保育料の軽減はありますか？

A16 長野県と市で共同で行う「保育料軽減事業」により、令和6年4月1日から第3子の保育料は無償化されました。

Q17 2号認定子どもの副食費は無料にならないのですか？

A17 副食費は無償化の対象外のため、無料にはなりません。

ただし、保護者の年収が360万円未満の世帯と、第3子以降の子どもについては、副食費が免除となります。

◆その他

Q18 体験入園について詳しく教えてください。

A18 新規で1歳児以上のクラスに入園申込をされたお子さまと保護者が対象です。体操や絵本の読み聞かせなど、園での生活の一部を体験していただきながら、育児相談や入園に関する相談も受け付けます。是非ご参加ください。

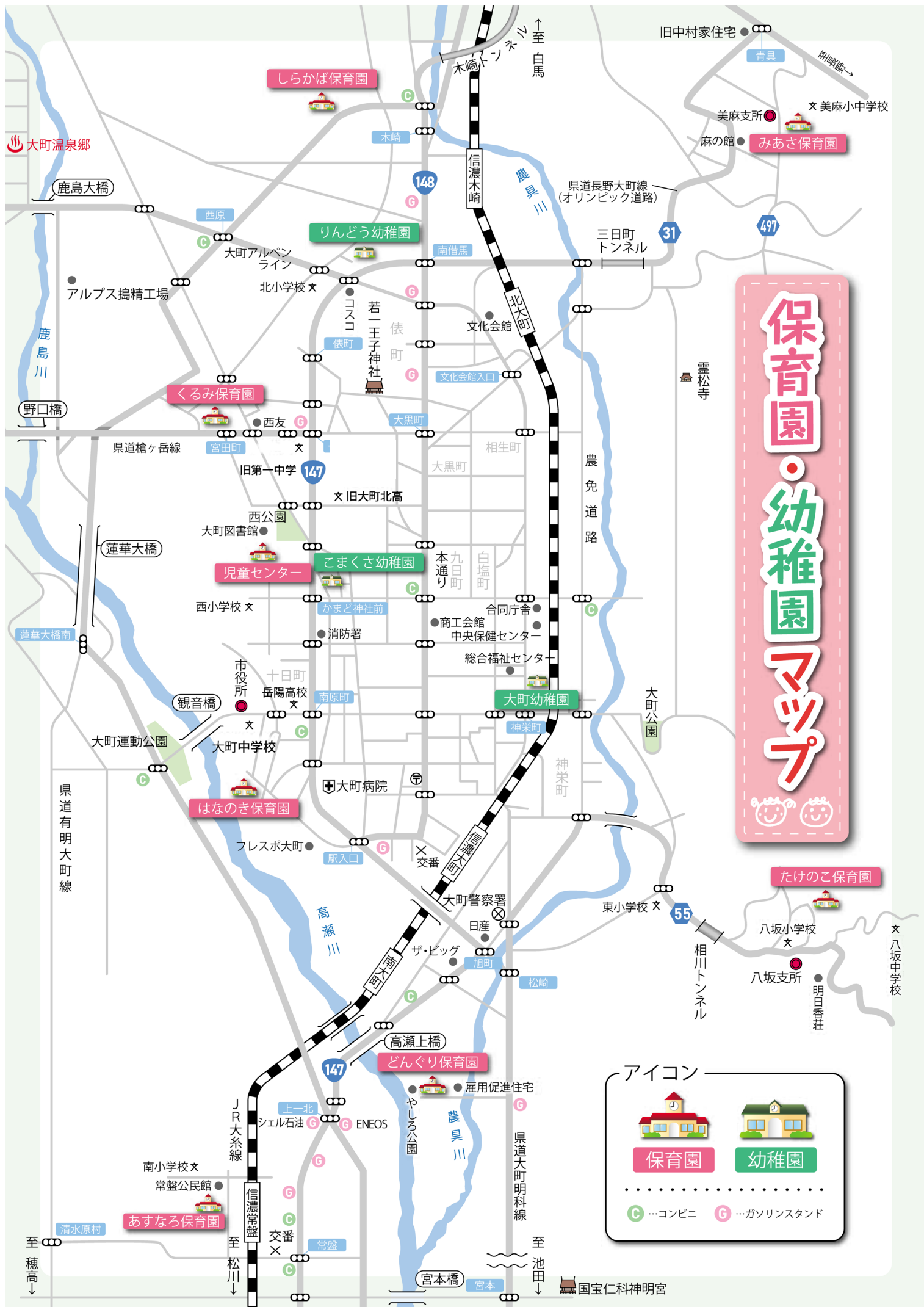
【実施場所】はなのき保育園、あすなろ保育園、くるみ保育園

【期 日】令和6年11月中旬から1月中旬（詳細は後日案内）

Q19 市内には幼稚園等がありますか？

A19 大町市内には認定こども園が3園、家庭的保育事業施設が1園あります。
（令和6年10月1日現在）入園については各施設へ直接お問い合わせください。

施設名称	所在地	連絡先
幼保連携型認定こども園 大町幼稚園	大町市大町 2663-1	0261-22-0604
幼稚園型認定こども園 こまくさ幼稚園	大町市大町 4170-2	0261-22-1134
幼保連携型認定こども園 りんどう幼稚園	大町市平 5424-1	0261-23-2611
家庭的保育事業施設 きらり大町総合病院園	大町市大町 3122-6	0261-85-2528



保育園・幼稚園マップ

アイコン



保育園



幼稚園

.....

 ...コンビニ  ...ガソリンスタンド

たけのこ保育園



八坂小学校
八坂支所
明日香荘

八坂中学校

相川トンネル

東小学校

松崎

旭町

日産

大町警察署

高瀬上橋

高瀬川

大町運動公園

はなのき保育園



大町中学校

市役所

観音橋

西小学校

大町図書館

蓮華大橋南

蓮華大橋

西公園

旧第一中学

宮田町

くすみ保育園



宮田町

西友

大町アルペンライン

北小学校

大町アルペンライン

西原

しらかば保育園



しらかば保育園

木崎

りんどう幼稚園



りんどう幼稚園

木崎

大町温泉郷



大町温泉郷

木崎

信濃木崎

信濃木崎

信濃木崎

信濃木崎

信濃木崎

信濃木崎

信濃木崎

信濃木崎

信濃木崎

信濃木崎

信濃木崎

信濃木崎

信濃木崎

信濃木崎

信濃木崎

信濃木崎

信濃木崎

信濃木崎

信濃木崎

信濃木崎

信濃木崎

信濃木崎

信濃木崎

信濃木崎

信濃木崎

信濃木崎

信濃木崎

信濃木崎

信濃木崎

信濃木崎

信濃木崎

信濃木崎

信濃木崎

信濃木崎

信濃木崎

信濃木崎

信濃木崎

信濃木崎

信濃木崎

信濃木崎

信濃木崎

信濃木崎

信濃木崎

信濃木崎

信濃木崎

信濃木崎

信濃木崎

信濃木崎

信濃木崎

信濃木崎

信濃木崎

信濃木崎

信濃木崎

信濃木崎

信濃木崎

信濃木崎

信濃木崎

信濃木崎

信濃木崎

信濃木崎

信濃木崎

信濃木崎

信濃木崎

信濃木崎

信濃木崎

信濃木崎

信濃木崎

信濃木崎

信濃木崎

信濃木崎

信濃木崎

信濃木崎

信濃木崎

信濃木崎

信濃木崎

信濃木崎

信濃木崎

信濃木崎

信濃木崎

信濃木崎

信濃木崎

信濃木崎

信濃木崎

信濃木崎

信濃木崎

信濃木崎

信濃木崎

信濃木崎

信濃木崎

信濃木崎

信濃木崎

信濃木崎

信濃木崎

信濃木崎

信濃木崎

信濃木崎

信濃木崎

信濃木崎

信濃木崎

信濃木崎

信濃木崎

信濃木崎

信濃木崎

信濃木崎

信濃木崎

信濃木崎

信濃木崎

信濃木崎

信濃木崎

信濃木崎

信濃木崎

信濃木崎

信濃木崎

信濃木崎

信濃木崎

信濃木崎

信濃木崎

信濃木崎

信濃木崎

信濃木崎

信濃木崎

信濃木崎

信濃木崎

信濃木崎

信濃木崎

信濃木崎

信濃木崎

信濃木崎

信濃木崎

信濃木崎

信濃木崎

信濃木崎

信濃木崎

信濃木崎

信濃木崎

信濃木崎

信濃木崎

信濃木崎

信濃木崎

信濃木崎

◇◇◇ お問い合わせ先 ◇◇◇

保 育 園 等 名	住 所	電話・有線・FAX (市外局番：0261)
大町市はなのき保育園	大町市大町 3504 番地 9 (若宮町)	22-0675
		(子育て支援センター) 22-2132
大町市あすなろ保育園	大町市常盤 3601 番地 18 (清水)	22-0727
大町市しらかば保育園	大町市平 9365 番地 3 (白樺)	22-1667
大町市どんぐり保育園	大町市社 4682 番地 26 (山下)	22-2002
大町市たけのこ保育園	大町市八坂 1073 番地 (大平)	26-2018
大町市みあさ保育園	大町市美麻 11780 番地 8 (二重)	22-0420 (市役所児童係)
大町市くるみ保育園	大町市大町 5560 番地 25 (栄町)	22-5142 (F a x) 22-3711
大町市児童センター	大町市大町 4714 番地 (十日町)	22-0741
病児・病後児保育室 北アルプスキッズルーム	大町市大町 3130 番地(大町総合病院内)	080-2562-4925

大町市役所 子育て支援課 児童係

長野県大町市大町3887番地

電話 0261-22-0420

(内線)681・682・683

E-mail : zidou@city.omachi.nagano.jp

<http://www.city.omachi.nagano.jp/>